

# こんなにあるぞ！りっとうの特産品や農産物

- \*もも
- \*栗東メロン
- \*いちご
- \*みそ（上鉤、六地藏、美之郷）
- \*小松菜、ねぎ、ほうれん草など



「道の駅アグリ郷栗東」では、朝どりの新鮮な季節の地元野菜や特産品、栗東産米、果物の他 農産加工品を販売しています。  
また、地元で生産された安心、安全な農産物を使って5つの工房（豆腐、もち、パン、ジェラード、うどん・そば）が健康、環境、おいしさにこだわって特産品を生み出しています。



**JA 栗東市直売所 田舎の元気や**  
栗東産のとれたて野菜を販売しています。トマト、きゅうり、なす、たまねぎ、その他季節の野菜が盛りだくさんです。生産者のラベル表示をして、新鮮で安心・安全な農産物を提供しています。



\* 栗東産大豆をまるごと使った“まるっぼ豆腐”

\*どくだみ茶



\*きれいな水で、栽培農家が丹精込めて育て上げた、安心・安全・高品質と三拍子そろったおいしい栗東産米



\*栗東といえば、いちじく！  
県下でも有数の生産量を誇っています。



“いちじくジャム”も人気です！



\*たまご



「道の駅こんぜの里りっとう」には金勝産の新鮮な野菜がたくさん並びます。その季節の旬な野菜を農家の方が直接入荷されます。ほうれん草やジャガイモ、大根、きゅうり、茄子などの定番な野菜から、「芋づる」や大きなピーマンなど珍しい野菜も販売しています。

<名物：しし丼>



## 用語解説

章	掲載ページ	語句	説明
第1章	1	ライフスタイル	生活様式のことで、衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会の関わり方まで含む広い意味での生き方を表します。
	1	生活習慣病	<p>日常生活習慣によって引き起こされる病気の総称で、その定義は「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に關与する症候群」とされています。脂質異常症、高血圧、糖尿病、肥満、骨粗しょう症、がんなどが代表的です。</p> <p>最近、成人だけの問題ではなく、子どもの時期から発症することが増えていっています。成人に達した時のことを考慮して、子どもの時期から健康管理をしなければならなくなっています。</p>
	5	食品関連事業者	食品に関わっている事業者すべてを指します。食品製造事業者はもちろん、農林水産業者や流通関係事業者なども含まれます。
第2章	6	食料自給率 (重量ベース)	国内生産量、輸入量など、その食料の重さそのものを用いて計算した自給率の値を「重量ベース自給率」といいます。
	6	食料自給率 (カロリーベース)	<p>食料の重さは、米、野菜、魚、どれをとっても重さが異なります。重さが異なる全ての食料を足し合わせ計算するために、その食料に含まれるカロリーを用いて計算した自給率の値を「カロリーベース総合食料自給率」といいます。</p> <p>カロリーベース自給率の場合、畜産物には、それぞれの飼料自給率がかけられて計算されます。</p> <p>日本のカロリーベース総合食料自給率は最新値(平成19年度概算値)で40%です。</p>
	6	食料自給率 (生産額ベース)	<p>カロリーの代わりに、価格を用いて計算した自給率の値を「生産額ベース総合食料自給率」といいます。</p> <p>比較的低カロリーであるものの、健康を維持、増進する上で重要な役割を果たす野菜やくだものなどの生産等がよりの確に反映されるという特徴があります。</p>
	7	年少人口	0歳～14歳までの人口のことです。
	7	生産年齢人口	15歳～64歳までの人口のことです。
	7	老年人口	65歳以上の人口のことです。
	7	核家族	「大家族」と対になる言葉として、一組の夫婦と未婚の子どもだけによって構成される家族のことです。
	8	悪性新生物	胃、肺、肝臓など全身のさまざまな臓器等にできるがんのことをいいます。
	9	標準化死亡比	年齢構成の差異を基準の死亡率で調整した値(期待死亡数)に対する現実の死亡数の比です。
	15	BMI	<p>「Body Mass Index(ボディ・マス・インデックス)」の略で、身長と体重から求める国際的な体格の判定方法(計算方法)です。</p> <p>「体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)」で算出され、日本肥満学会では、医学的に最も病気が少ない数値として22を「標準」とし、18.5以下なら「痩せ」、25以上を「肥満」としています。</p>
	16	孤食	<p>家族がいながら、家庭内で一人で食事することを「孤食」といいます。家族で食卓を囲む団らんやふれあいの場がなく、栄養面においても簡単な食品だけですませてしまうなど、栄養摂取の偏りや食事軽視の心が植付けられ、特に子どもにとって、心身の健全な成長が阻害されることが懸念されています。</p> <p>本市では、食生活調査により浮かび上がった問題として、いくつかある「こ食」の中で、「孤食」に焦点をあてました。</p> <p>「孤食」以外の「こ食」について</p> <p>「個食」…同じ食卓を囲みながら、別々の料理を食べること</p> <p>「子食」…子どもたちだけで食事すること</p> <p>「小食」…食べる量が極端に少ないこと</p> <p>「固食」…同じ料理の繰り返しで変化の乏しい食事のこと</p> <p>「粉食」…主食が米でなく、小麦粉などから作られるパンや麺類ばかりの食事</p>

			のこと
20	地産地消		「地域生産 地域消費」を略したことは、地域で生産されたものをその地域で消費するという意味で使われます。 地産地消にすることで、「フードマイレージ」を下げることができます。
	フードマイレージ		食べ物の生産地から消費される食卓までの輸送に要した「距離×重さ」を表します。生産地と食卓の距離が遠くなるほど輸送時に二酸化炭素や二酸化窒素などの温暖化ガスや大気汚染物質がたくさん排出され、環境に悪影響を及ぼします。
22	健康推進員		「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、生涯における健康づくり活動を地域で推進しているボランティア組織の団体であり、市が養成を行っています。 また、食育アドバイザーとして地域における食育推進のリーダーでもあります。
22	健全な食生活		生活リズムとして規則正しく食事をとること(朝・昼・晩の食事をきちんととること)、栄養面でのバランスがとれていること、食品の安全に気をつけること、無駄な食べ残しや廃棄をしないこと、食卓を囲んで家族と一緒に食事することなどの望ましい姿の食生活をいいます。
46	日本型食生活		昭和50年代半ば頃に実践されていた 米、魚、野菜、大豆を中心として伝統的な食生活に、肉類、牛乳・乳製品、油脂、果物などが加わった、栄養バランスに優れた日本独自の食生活のことをいいます。 「日本型食生活」は、栄養バランスに優れているだけでなく、日本各地で生産された農林水産物を多彩に盛り込んでいる特徴をもちます。

## 栗東市食育推進計画策定会議設置要綱

### (設置)

第1条 市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、本市における食育推進計画(食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の市町村食育推進計画をいう。)を策定し、もって食育の総合的な推進を図るため、栗東市食育推進計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 栗東市食育推進計画の策定に関すること。
- (2) その他栗東市食育推進計画の策定において必要と認める事項に関すること。

2 策定会議は、前項に係る事務が終了したときは、栗東市食育推進計画案を市長に報告するものとする。

### (組織等)

第3条 策定会議は、次に掲げる20人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募委員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成22年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 策定会議に会長及び副会長を各1人を置く。

4 会長は互選により定め、副会長は会長の指名により定める。

5 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 策定会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

( 専門部会 )

第 5 条 策定会議には、必要に応じて専門部会を設けることができるものとする。

( 事務局会議 )

第 6 条 栗東市食育推進計画策定時の相互調整等を行うため、策定会議に事務局会議を置く。

2 事務局会議は、次に掲げる所属の長が指名する者で構成する。

( 1 ) 環境経済部農林課

( 2 ) 健康福祉部幼児課

( 3 ) 教育委員会学校教育課

( 4 ) 教育委員会学校給食共同調理場

( 庶務 )

第 7 条 策定会議の庶務は、健康福祉部健康増進課が処理する。

( その他 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が策定会議に諮り、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日から施行する。

2 この告示は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

## 策定会議の経過

平成20年 5月16日	<p>第1回事務局会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進計画策定に向けて</li> <li>・各課での食育推進事業の情報交換</li> <li>・策定スケジュールについて</li> <li>・事務局および委員選定について</li> </ul>
9月3日	<p>第2回事務局会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の骨子について</li> <li>・策定会議の進め方について</li> <li>・作業スケジュールについて</li> </ul>
10月30日	<p>第3回事務局会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回策定会議の進行について</li> <li>・資料の確認について</li> <li>・専門部会等・計画策定の進め方について</li> </ul>
9月19日～10月4日	<p>栗東市健康推進員連絡協議会との意見交換(1回目)</p> <p>対象:会員154名(参加者:112名)</p> <p>「栗東市の食について地域における現状」について意見の集約・交換</p>
11月10日	<p><b>第1回食育推進計画策定会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱</li> <li>・会長、副会長の選任</li> <li>・食育について</li> <li>・これからの計画づくりの進め方について検討</li> <li>・栗東市の「食」を取り巻く現状について</li> </ul>
平成21年 1月9日	<p>第4回事務局会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回策定会議の進行について</li> <li>・資料の確認について</li> <li>・計画の方向性について</li> </ul>
1月22日	<p><b>第2回食育推進計画策定会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の整理</li> <li>・目標の設定</li> <li>専門部会の設置</li> </ul>
2月4日～2月20日	<p>健康推進員学区会での意見交換(2回目)</p> <p>対象:会員154名(参加者:117名)</p> <p>「栗東市で食育を推進するためには、どんなことが必要か」について意見の集約・交換</p>
2月25日	<p>第5回事務局会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回策定会議の進行について</li> <li>・今後のスケジュールと作業について</li> </ul>



3月2日	<b>第3回食育推進計画策定会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回会議のまとめと今後の方向性について</li> <li>・課題の整理について</li> <li>・目標(めざす市民の姿について)</li> <li>・取り組みについて</li> </ul>
5月22日	<b>第6回事務局会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の基本理念、重点目標、キャッチフレーズについて</li> <li>・総合的な食育推進のための事務局各課の取り組みについて</li> <li>・栗東市の「現状」および課題の出し方について</li> <li>・計画書の構成について</li> </ul>
6月8日	<b>第4回食育推進計画策定会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念、推進のイメージについて</li> <li>・計画書の構成について</li> <li>・具体的な取り組みについて</li> </ul>
6月29日	<b>第7回事務局会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書の素案について</li> </ul>
7月6日～7月13日	全庁への意見照会
7月31日	<b>第8回事務局会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁への意見照会の結果について</li> </ul>
8月24日	<b>第5回食育推進計画策定会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経過のまとめについて</li> <li>・計画書の素案について</li> </ul>
9月9日	<b>第9回事務局会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標の根拠について</li> <li>・計画書の印刷について</li> </ul>

## 栗東市食育推進計画策定会議委員名簿

・・・会長      ・・・副会長

氏 名	関係団体名
今川 晃	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授
宇都宮 琢史	草津栗東医師会
畠山 博文	滋賀県歯科医師会湖南支部
青山 百合子	滋賀県栄養士会
伊勢村 修	栗東市農業振興会
池上 久夫	滋賀南部森林組合
里内 英幸	JA 栗東市
梅原 勝彦	栗東市商工会事務局
小椋 秀男	アル・プラザ栗東
杉本 貞夫	栗東市自治連合会
小島 康子	栗東市健康推進員連絡協議会
小石 高三	栗東市 PTA 連絡協議会
深田 麗奈	公募委員
山路 美穂	公募委員
寺尾 敦史	草津保健所
西村 忠員	大津・南部農業農村振興事務所
武富 安子	小中学校代表
地海 和美	学校保健安全部会
西田 琴美	就学前教育代表
斎木 真奈美	就学前教育代表

事務局会議	
	環境経済部農林課
	健康福祉部幼児課
	教育委員会学校教育課
	教育委員会学校給食共同調理場
<b>庶務</b>	健康福祉部健康増進課



## 食育基本法の概要

### 1．目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

### 2．関係者の責務

(1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。

(2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国家に報告書を提出する。

### 3．食育推進基本計画の作成

(1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。

食育の推進に関する施策についての基本的な方針

食育の推進の目標に関する事項

国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

その他必要な事項

(2) 都道府県は都道府県食育推進基本計画、市町村は市町村食育推進基本計画を作成するよう努める。

### 4．基本的施策

家庭における食育の推進

学校、保育所等における食育の推進

地域における食生活の改善のための取組の推進

食育推進運動の展開

生産者と消費者との交流の促進、環境との調和のとれた農林漁業の活性化等

食文化の継承のための活動への支援等

食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

### 5．食育推進会議

(1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25名以内で組織する。

(2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

# 食育基本計画の概要

## はじめに

### 1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、わが国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもへの食育の取り組みをはじめ、生活習慣病や過度の痩身等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある優れた食文化の継承等が必要である。

### 2. これまでの取り組みと今後の展開

これまでも食育への取り組みがなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成18年度から22年度までの5年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

## 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

### 1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

### 2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

### 3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

### 4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取り組みが積極的に推進されるよう施策を講じる。

### 5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

### 6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農産漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給

への国民の理解の促進と都市と農村漁村の共生・対流等により農村漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

## 7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等との意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

## **第2 食育の推進の目標に関する事項**

### 1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取り組みを推進する。

### 2. 食育の推進に当たっても目標値（平成22年度）

- (1) 食育に関心をもっている国民の割合の増加  
70%（平成17年度） 90%以上
- (2) 朝食を欠食する国民の割合の減少  
小学生4%（平成12年度） 0%  
20歳代男性30%、30歳代男性23%（平成15年度） いずれも15%以下
- (3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加  
21%（平成16年度、食材数ベース） 30%以上
- (4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加  
60%以上
- (5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加  
80%以上
- (6) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加  
現状値20%以上増加
- (7) 教育ファームの取り組みがなされている市町村の割合の増加  
42% 60%以上
- (8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加  
60%以上
- (9) 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合  
都道府県100%、市町村50%以上

## **第3 食育の総合的な促進に関する事項**

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

### 1. 家庭における食育の推進

生活リズムの向上

朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等

子どもの肥満予防の推進

栄養・運動両面からの肥満予防対策等

望ましい食習慣や知識の習得

学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配布・活用

妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導等

栄養教諭を中核として取り組み

栄養教諭を中核とした食育の推進、保護者や教職員等への普及啓発等

青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

## 2．学校、保育所等における食育の推進

指導体制の充実

栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等

子どもへの指導内容の充実

学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等

学校給食の充実

学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等

食育を通じた健康状態の改善等の推進

食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等

保育所での食育推進

保育計画に連動した組織・発展的な「食育の計画」の策定推進等

## 3．地域における食生活の改善のための取り組みの推進

栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等

「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等

専門的知識を有する人材の養成・活用

管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等

健康づくりや医学教育等における食育推進

医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等

食品関連事業者等による食育推進

食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

## 4．食育推進運動の展開

食育月間の設定・実施

食育月間の設定（毎年6月）による重点的・効果的な運動等

継続的な食育推進運動

食育の日の設定（毎月19日）による継続的運動、キャッチフレーズの活用等

各種団体等との連携・協力体制の確立

団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力対絵師の構築等

民間の取り組みに対する表彰の実施

民間の食育活動に関する表彰の実施

国民運動に資する調査研究と情報提供

食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等

食育に関する国民の理解の増進

世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等

ボランティア活動への支援

ボランティアによる取り組みの活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

## 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

都市と農山漁村の共生・対流の促進

グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等

子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

子どもを中心とした農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のための情報提供、受入体制の整備等

農林漁村等による食育の推進

農林漁村等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等

地産地消の推進

地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等

バイオマス利用と食品リサイクルの推進

バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

## 6. 食文化の継承のための活動への支援等

ボランティア活動等における取り組み

食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等

学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用

学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等

専門調理師等の活用における取り組み

高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用

関連情報の収集と発信

食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信

知的財産立国への取組との連携

食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

## 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

リスクコミュニケーションの充実

リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発

食品の安全性や栄養等に関する情報提供

食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等

基礎的な調査・研究等の実施

国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁村、食料生産等に関する統計調査の実施等

食品情報に関する制度の普及啓発

食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等

地方公共団体等における取組の促進

地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供

食育の海外展開と海外調査の推進

食育の理念や取組の海外発信、「食育（Shokuiku）」の海外普及、海外での取組の調査等

国際的な情報交換等

海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

## 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

### 1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める

### 2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

### 3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

### 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。  
また、予算の有効利用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

### 5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。